

全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議

令和4年3月

保険局医療費適正化対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1.	医療費適正化計画の見直し・・・・・・・・	3
----	----------------------	---

2. 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに 関する検討会・・・・・・・・・・・・ 7



医療費適正化計画の見直し



経済財政運営と改革の基本方針2021 (2021.6.18 閣議決定) (医療費適正化関係)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

2. 社会保障改革

(2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

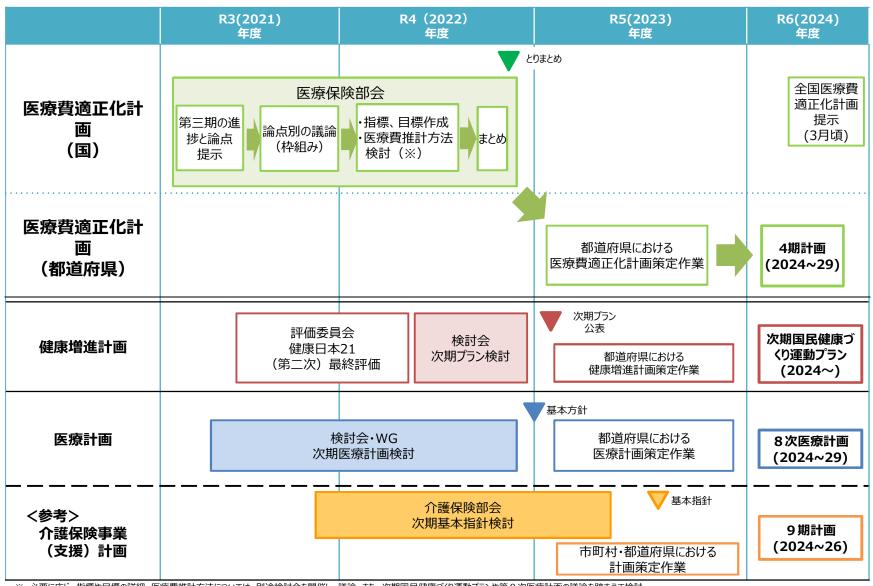
- 効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画の在り方の見直しを行う。
- 具体的には、前者について、地域医療構想調整会議における協議を促進するため、関係行政機関に資料・データ提供等の協力を求めるなど環境整備を行うとともに、都道府県における提供体制整備の達成状況の公表や未達成の場合の都道府県の責務の明確化を行う。
- また、後者について、都道府県が策定する都道府県医療費適正化計画(以下「都道府県計画」という。)における医療に要する費用の見込み(以下「医療費の見込み」という。)については、
 - ①定期改訂や制度別区分などの精緻化を図りつつ、
 - ②各制度における保険料率設定の医療費見通しや財政運営の見通しとの整合性の法制的担保を行い、
 - 3医療費の見込みを医療費が著しく上回る場合の対応の在り方など都道府県の役割や責務の明確化を行う。
- また、医療費の見込みについて、
 - ④取組指標を踏まえた医療費を目標として代替可能であることを明確化するとともに、
 - ⑤適正な医療を地域に広げるために適切な課題把握と取組指標の設定や、取組指標を踏まえた医療費の目標設定を行っている先進的な都道府県の優良事例についての横展開を図る。
- ⑥都道府県計画において「医療の効率的な提供の推進」に係る目標及び「病床の機能の分化及び連携の推進」を必須事項とするとともに、 ⑦都道府県国保運営方針においても「医療費適正化の取組に関する事項」を必須事項とすることにより、医療費適正化を推進する。
- ⑧あわせて保険者協議会を必置とするとともに、都道府県計画への関与を強化し、国による運営支援を行う。
- 9審査支払機関の業務運営の基本理念や目的等へ医療費適正化を明記する。
- これらの医療費適正化計画の在り方の見直し等について、2024年度から始まる第4期医療費適正化計画期間に対応する都道府県計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。
- 国保財政を健全化する観点から、法定外繰入等の早期解消を促すとともに、普通調整交付金の配分の在り方について、引き続き地方団体等と議論を継続する。
- 中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。

〇数字: 事務局にて追記

医療費適正化計画の見直しの主な論点

検討事項	論点
(1)課題把握と目標設定	①実態・課題把握のスキーム ②任意記載と必須記載について
(2)医療費見込みについて	①算定の考え方 - 計算方法(定期改定、制度区分別) ②医療費実績が医療費見込みを上回る時の対応方法 ③地域医療構想との関係
(3)関係者の関与のあり方について	①保険者の関与(保険者協議会、データヘルス計画、インセンティブ制度との関係) ②国の支援
◆その他	

次期計画に向けたスケジュール(案)



[※] 必要に応じ、指標や目標の詳細、医療費推計方法については、別途検討会を開催し、議論。また、次期国民健康づくり運動プランや第8次医療計画の議論を踏まえて検討

[※] 特定健診・特定保健指導については、別途検討

[※] 介護保険事業(支援)計画のスケジュールは、第8期に向けた検討スケジュールをもとに作成。

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに 関する検討会

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会

1.目的

令和6年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討を行う。(12月に第1回を開催)

2.検討事項

- 特定健診・特定保健指導の効率的・効果的な実施方法等について
- 特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項 など

3.構成

- 事務局は、健康局健康課及び保険局医療介護連携政策課。
- 構成員は、学識経験者、保険者の代表者、関係団体の代表者の28名。
- 検討会の下に、実務的な課題を整理するため、効率的・効果的な実施方法等に関するWGを設置(今後の議論に応じて、必要があるときは、追加のWGを設置予定)

今後の進め方と見直しの方向性

令和3年12月9日

第1回第4期特定健診・特定保健指導の見直し に関する検討会資料

1. 今後の進め方

- 令和6年度に第4期特定健診等実施計画が開始されることを見据え、以下の方向で見直しを進めてはどうか。
- 当面、実務的な課題を整理するためのワーキンググループを設けて、具体的な内容の検討を進めることとしてはどうか。

2.見直しの方向性

- これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法を検討すべきではないか。
 - ※ 効率的・効果的な実施方法等に関するWGを設置して検討
 - 個人の受診者の行動変容につながり、成果が出たことを評価する方向(アウトカム評価の導入、ICTを活用した取組など)で検討してはどうか。
- 健康増進に関する科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導の技術的な事項について検討すべきではないか。
 - ※厚生労働科学研究費等による研究結果を踏まえ、別途設置するWGで今後検討。

今後のスケジュール

令和3年12月9日

第1回第4期特定健診・特定保健指導の見直し に関する検討会資料

